

第94号（令和4年2月25日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市児童相談所規則の一部を改正する規則【こども青少年局中央児童相談所】 3
- △ 旅館業法施行細則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則【健康福祉局生活衛生課】 4
- △ 横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則【会計室会計管理課】 8

【告示】

- △ 令和3年度横浜市一般会計補正予算（第9号）ほか16件の要領公表【財政局財政課】 9
- △ 特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【財政局契約第一課】 10
- △ 青葉区における町区域の変更及び字区域の廃止【市民局窓口サービス課】 18
- △ 児童福祉施設の設置認可及び確認【こども青少年局こども施設整備課】 21
- △ 児童福祉施設の廃止及び確認辞退【こども青少年局こども施設整備課】 22
- △ 横浜市地域ケアプラザの使用料の収納事務の委託【健康福祉局地域支援課】 23
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】 24
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新【健康福祉局医療援助課】 25
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更【健康福祉局医療援助課】 26
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局こころの健康相談センター】 27
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局こころの健康相談センター】 28
- △ 指定居宅サービス事業者の指定【健康福祉局高齢施設課】 29
- △ 情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正【資源循環局一般廃棄物対策課】 30
- △ 横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】 34

【公告】

- △ 市税犯則事件調査吏員証の無効【財政局税制課】 35
- △ 配慮市長意見書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】 36
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壌環境課】 37
- △ 公共下水道事業計画の変更【環境創造局下水道事業マネジメント課】 38
- △ 排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】 39
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 40
- △ 同 【建築局調整区域課】 41
- △ 同 【建築局調整区域課】 42
- △ 同 【建築局調整区域課】 43
- △ 同 【建築局調整区域課】 44
- △ 同 【建築局調整区域課】 45

△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	46
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	47
△ 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所【都市整備局市街地整備調整課】	48
△ 土地区画整理組合の事業計画変更の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】	49
[達]	
△ 横浜市児童養護施設処務規程の一部改正【こども青少年局三春学園】	50
[区公告]	
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【青葉区総務課】	51
[消防局]	
△ 職員の懲戒処分【人事課】	54
△ 同 【人事課】	55
[水道局]	
△ 横浜市水道局会計規程の一部を改正する規程【経理課】	56
△ 特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【経理課】	57
[交通局]	
△ 特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【経営管理課】	58
[医療局病院経営本部]	
△ 特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【病院経営課】	59
[教育委員会]	
△ 公印の新調及び廃止【総務課】	60
[その他]	
△ 電子署名に用いる証明書【教育委員会事務局教職員労務課】	62

規 則

横 浜 市 児 童 相 談 所 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。
令 和 4 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 6 号

横 浜 市 児 童 相 談 所 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 児 童 相 談 所 規 則 (昭 和 33 年 7 月 横 浜 市 規 則 第 31 号) の 一 部
を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 6 条 第 2 項 第 8 号 及 び 第 3 項 第 13 号 中 「 100,000 円 」 を 「 200,
000 円 」 に 改 め る 。

附 則

(施 行 期 日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経 過 措 置)

2 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理につ
いては、なお従前の例による。

旅館業法施行細則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月25日

横浜市市長 山中竹春

横浜市規則第7号

旅館業法施行細則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

(旅館業法施行細則の一部改正)

第1条 旅館業法施行細則(昭和61年6月横浜市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号の表中「水素イオン指数」を「pH値」に改め、「又は比色法」を削り、

「

4 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1リットル中10ミリグラム以下であること。	滴定法
5 大腸菌群	50ミリリットル中に検出されないこと。	乳糖ブイヨン—ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法

」

を

「

4 全有機炭素の量(塩素化イソシアヌル酸を使用して消毒を行っている等の理由により全有機炭素の量の測定の結果によることが不適切な場合にあっては、過マンガン酸カリウム消費量)	1リットル中3ミリグラム以下(過マンガン酸カリウム消費量にあっては、1リットル中10ミリグラム以下)であること。	全有機炭素計測定法(過マンガン酸カリウム消費量にあっては、滴定法)
5 大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法

」

に、「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改め、同条第2号の表中

「

2 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1リットル中25ミリグラム以下であること。	滴定法
-----------------------	-----------------------	-----

」

を

「

2 全有機炭素の量（塩素化イソシアヌル酸を使用して消毒を行っている等の理由により全有機炭素の量の測定の結果によることが不適切な場合にあっては、過マンガン酸カリウム消費量）	1リットル中8ミリグラム以下（過マンガン酸カリウム消費量にあっては、1リットル中25ミリグラム以下）であること。	全有機炭素計測定法（過マンガン酸カリウム消費量にあっては、滴定法）
---------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------	-----------------------------------

に、「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改める。

第5条第7号を次のように改める。

(7) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用するとともに、次に掲げる基準のいずれかに適合しなければならない。ただし、これにより難しい場合であって、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が適当と認めたときは、この限りでない。

ア 浴槽水中の遊離残留塩素の濃度を頻繁に測定し、かつ、当該濃度を1リットル中0.4ミリグラム以上とすること。

イ 浴槽水中のモノクロミンの濃度を頻繁に測定し、かつ、当該濃度を1リットル中3ミリグラム以上とすること。

第1号様式裏面中

入浴設備	有・無	〔 公衆浴場との距離 m〕	専用の入浴設備	箇所
			共同用の入浴設備	箇所
			宿泊者以外の利用	有・無

を
「

入浴設備	有・無	〔 公衆浴場との距離 m〕	宿泊者以外の利用	有・無
		専用	共同用	
		箇所	箇所	
	使用水			
	浴槽水の消毒に 使用する薬剤			

に改める。

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第2条 公衆浴場法施行細則(昭和61年6月横浜市規則第67号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表中「水素イオン指数」を「pH値」に改め、「又は比色法」を削り、

4 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1リットル中10ミリグラム以下であること。	滴定法
5 大腸菌群	50ミリリットル中に検出されないこと。	乳糖ブイヨン—プリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法

を
「

4 全有機炭素の量(塩素化イソシアヌル酸を使用して消毒を行っている等の理由により全有機炭素の量の測定の結果によることが不適切な場合にあつては、過マンガン酸カリウム消費量)	1リットル中3ミリグラム以下(過マンガン酸カリウム消費量にあつては、1リットル中10ミリグラム以下)であること。	全有機炭素計測定法(過マンガン酸カリウム消費量にあつては、滴定法)
5 大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法

に、「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改め、同条第2項の表中

「

2 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1リットル中25ミリグラム以下であること。	滴定法
-----------------------	-----------------------	-----

を
「

2 全有機炭素の量(塩素化イソシアヌル酸を使用して消毒を行っている等の理由により全有機炭素の量の測定の結果による	1リットル中8ミリグラム以下(過マンガン酸カリウム消費量にあつては、1リットル中25ミリグラム以下)であること。	全有機炭素計測定法(過マンガン酸カリウム消費量にあつては、滴定法)
----------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------	-----------------------------------

ことが不適切な場合にあ っては、過マンガン酸カ リウム消費量)		
---------------------------------------	--	--

に、「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改める。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(浴槽水の消毒の基準)

第13条 条例別表第1第2項第6号に規定する規則で定める基準は、塩素系薬剤を使用すること及び次のいずれかに適合することとする。

- (1) 浴槽水中の遊離残留塩素の濃度を頻繁に測定し、かつ、当該濃度を1リットル中0.4ミリグラム以上とすること。
- (2) 浴槽水中のモノクロラミンの濃度を頻繁に測定し、かつ、当該濃度を1リットル中3ミリグラム以上とすること。

第15号様式中「第13条」を「第14条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第1条による改正前の旅館業法施行細則及び第2条による改正前の公衆浴場法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第8号

横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則

横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第124条第1項第49号中「及び当該給付金の支給に要する郵便貯金銀行が発行する為替証書に係る経費」を削り、同項に次の1号を加える。

(55) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

第126条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第124条第1項第55号に掲げる経費については、支給が終了した日の属する年度の翌年度の5月31日までに提出すること。

第127条ただし書中「及び第49号」を「、第49号及び第55号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

横 浜 市 告 示 第 91 号

令 和 3 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 9 号) ほ か 16 件
の 要 領 公 表

令 和 4 年 2 月 18 日 の 市 議 会 に お い て 議 決 を 得 た 令 和 3 年 度 横 浜 市
一 般 会 計 補 正 予 算 (第 9 号) ほ か 16 件 の 要 領 を 、 別 冊 の と お り 公 表
す る 。

令 和 4 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市告示第92号

特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

横浜市（水道局、交通局及び医療局病院経営本部を除く。）が発注する令和4年度の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用のある契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続を次のとおり定めた。

令和4年2月25日

横浜市長 山中竹春

1 申請できる資格の区分

- (1) 工事（製造及び修繕（物品の製造及び修繕を除く。）を含む。以下同じ。）
- (2) 物品の購入、修繕、製造及び借入れ、印刷物の製作、委託、不用品の売払い並びに電力供給等（以下「物品・委託等」という。）
- (3) 設計、測量、地質調査等（以下「設計・測量等」という。）

2 入札参加資格審査の申請を必要とする場合

次の各号のいずれかに該当する場合は、本告示に基づく申請を必要とする。

- (1) 令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載がない者が、入札に参加しようとする場合
- (2) 名簿に登載のある者が、既に登録のある工種又は種目以外の工種又は種目について入札に参加しようとする場合

3 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 横浜市税（市民税（特別徴収分・普通徴収分）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び事業所税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと又は未申告でないこと（ただし、申告義務がないものを除く。）。
- (3) 横浜市指名停止等措置要綱に基づく24か月以上を期間とする指名停止の措置期間中の者でないこと。
- (4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年

金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（いずれの届出についても、届出義務がない場合を除く。）。

(5) 本告示に基づく申請（変更に関する届出を含む。）に虚偽の入力又は提出書類に虚偽の記載をした者でないこと。

(6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）にあっては、次に掲げる項目について、組合の定款に共同受注の定めがあること。

ア 工事の入札に参加する者は、別表1に掲げる工種のうち、登録を希望する工種（以下「希望する工種」という。）に対応する建設工事の種類

イ 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、登録を希望する種目に対応する業種

(7) 工事の入札に参加する者は、前各号のほか、希望する工種の細目に対応する建設工事の種類について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けており、かつ、同法第27条の23第1項に定める経営事項審査（入札参加資格審査の申請日で有効かつ最新のものに限る。以下「経審」という。）を受けており、経営規模等評価及び総合評定値を通知されていること（ただし、「船舶」においては、建設業法第3条第1項の許可に代わり、造船法（昭和25年法律第129号）第2条の許可又は小型船造船業法（昭和41年法律第119号）第4条の登録を受けていること。）。また、希望する工種の細目に対応する工事（入札参加資格の有効期間の始期の前月末から過去5年間に完成した工事に限る。）の施工実績を有すること。加えて、希望する工種（「上水道」及び「船舶」を除く。）の細目に対応する建設工事の種類について、経審の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の完成工事高の欄に完成工事高が計上されていること。

(8) 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、第1号から第6号までのほか、別表2及び別表3に掲げる種目のうち、登録を希望する種目に係る営業を行うにつき、法令の規定により官公署等の許可、認可等を必要とする場合においては、当該許可、認可等を受けていること。また、別表2及び別表3に掲げる種目のうち、登録を希望する種目に対応する契約（入札参加資格の申請日の属する月の前月末から過去5年間に完了した契約に限る。）の履行実績を有すること。

(9) 前号の規定にかかわらず、別表2及び別表3に掲げる種目（別表2のコード001から202までを除く。）の履行実績について

て、入札参加資格の申請日の属する月の前月末までの契約期間が6か月以上となる場合に限り、履行実績として認めるものとする。

- (10) 物品・委託等の入札に参加する者のうち、別表2に掲げる「一般印刷」、「フォーム印刷」、「地図作成」、「製本」又は「特殊印刷」に登録を希望する場合は、必要な機材を保有していること。

4 入札参加資格審査申請の手続

(1) 受付期間

令和4年4月1日から随時に受け付ける（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日まで（以下「休日等」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。ただし、特定調達契約に係る入札公告に基づき申請する場合の受付期間については、当該入札公告に定める期間とする。

(2) 申請方法

インターネットを利用して次のアドレスから横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」にアクセスし、申請入力画面上の申請フォームに必要事項を入力及び送信した後、直ちに第4号に定める提出書類を前号の期間に第3号に定める部署に直接持参又は郵送しなければならない。

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」アドレス（<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/>）

なお、横浜市ホームページにアクセスできない場合は、次号の部署に連絡すること。

(3) 受付場所

ア 工事

〒231-0005

中区本町6丁目50番地の10（横浜市庁舎11階）

横浜市財政局契約部契約第一課

電話 045(671)2228

イ 物品・委託等及び設計・測量等

〒231-0005

中区本町6丁目50番地の10（横浜市庁舎11階）

横浜市財政局契約部契約第二課

電話 045(671)2186

(4) 提出書類

ア 商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第30条に定める現在事項証明書又は履歴事項証明書（個人営業の場合は、身

分証明書及び登記されていないことの証明書又は登記事項証明書)

イ 「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことを確認できる納税証明書

ウ 雇用保険、健康保険（適用除外の承認を受け国民健康保険組合に加入している場合を含む。）及び厚生年金保険の加入を確認できる書類又は加入義務のないことの誓約書

エ 委任状（委任する場合のみ）

オ 工事の入札に参加する者は、アからエまでに定める書類のほか次の書類を提出すること。

(ア) 経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書の写し
ただし、希望する工種が「船舶」の場合は、経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書の写しに代わり、造船法に基づく許可書又は小型船造船業法に基づく小型船造船業登録済証並びに財務諸表（申請日の属する月の4か月前の月の末日までに事業年度の末日が到来したものの直前2年間分。個人営業の場合は、年間売上高の分かる確定申告書等）

(イ) 工事の施工実績を証明する書類（契約書等の写し）

カ 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、アからエまでに定める書類のほか次の書類を提出すること。

(ア) 営業許可・認可証の写し

(イ) 物品・委託等及び設計・測量等の履行実績を証明する書類（契約書等の写し）

キ 物品・委託等の入札に参加する者で、別表2に掲げる種目のうち、「一般印刷」、「フォーム印刷」、「地図作成」、「製本」又は「特殊印刷」に登録を希望する場合は、必要な機材の保有が確認できる書類（設備等一覧表並びに償却資産申告書及び種類別明細書の写し等）

ク 組合の提出書類

(ア) アからキまでに定める書類

(イ) 組合の定款

(ウ) 組合役員名簿

(エ) 組合員名簿

(オ) 中小企業庁により証明された官公需適格組合においては

(ア) から(エ)までに定める書類のほか、次の a 及び b の書類

a 官公需適格組合証明書の写し

b 官公需共同受注規約

(5) 工事の資格の区分に登載がある者が、既に登録のある工種以外の工種について入札に参加しようとする場合は、前号アから

エまでを省略することができる。また、名簿に登載のある者が組合の場合についても同様とし、前記に加え前号ク(イ)から(オ)までの書類は省略することができる。

(6) 物品・委託等及び設計・測量等の資格の区分に登載がある者が、既に登録のある種目以外の種目について入札に参加しようとする場合は、第4号アからエまでを省略することができる。また、名簿に登載のある者が組合の場合についても同様とし、前記に加え第4号ク(イ)から(オ)までの書類は省略することができる。

(7) 工事の資格の区分に登載がある者が物品・委託等及び設計・測量等の資格の区分に係る入札に参加しようとする場合又は物品・委託等及び設計・測量等の資格の区分に登載がある者が工事の資格の区分に係る入札に参加しようとする場合は、第4号アからエまでを省略することができる。また、名簿に登載のある者が組合の場合についても同様とし、前記に加え第4号ク(イ)から(オ)までの書類は省略することができる。

(8) 日本国内に営業所を有しない者は、第4号アからウまでを省略することができる。

(9) 申請において使用する言語等

ア 申請及び提出書類の記載は、日本語で行うこと。なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付すること。

イ 申請及び提出書類に用いる金額は、日本国通貨によることとし、外国通貨を換算するときには、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算した額とすること。

(10) 申請できる工種及び種目

ア 工事

別表1に掲げる工種を申請できる。

イ 物品・委託等

別表2に掲げる種目を申請できる。

ウ 設計・測量等

別表3に掲げる種目を申請できる。

5 変更に関する届出

前項の申請により入札参加資格を得た後、申請内容に変更が生じたときは、直ちに入札参加資格審査申請書変更届出を行い、その事実を証明する書類を前項第3号に定める部署に提出しなければならない。

6 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格又は入札参

加資格の一部を喪失するものとする。

- (1) 第3項に定める入札参加者の資格要件のいずれかを欠いたとき。
- (2) 入札参加資格に係る営業を廃止したとき。

7 入札参加資格の承継

入札に参加しようとする者が、営業を承継した場合において、次の各号のいずれかに該当し、別途市長が定める書類を提出するときは、前営業者の当該営業に従事した期間及び納付した税額は、承継人において従事し、又は納付したものとみなす。

- (1) 相続したとき。
- (2) 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (3) 会社が解散し、会社の取締役又は社員がその営業を譲り受け、個人営業者となったとき。
- (4) 合併により解散した会社の社員が、合併により新設された会社又は合併後存続する会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (5) 会社が組織を変更して、他の種類の会社となったとき。
- (6) 会社が営業の一部を分離して新たに会社を設立させ、その営業を譲渡したとき。
- (7) その他市長が必要と認めたとき。

8 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果については、審査終了後、通知する。

9 入札参加資格の有効期間

前項の通知で定める有効期間の始期から令和5年3月31日まで

10 入札参加資格の有効期間の更新手続

入札参加資格の更新を希望する者は、令和4年度の有効期間中に必要な資格及びその審査申請の方法について告示を行う予定があるので、その告示に基づき申請すること。

11 この告示に関する問合せ先

横浜市財政局契約部契約第一課管理係
電話 045(671) 2707

別表1
工事

コード	工 種	コード	工 種
01	土木	15	解体
02	舗装	16	フェンス
03	とび・土工	17	電気
04	港湾	18	電気通信
05	造園	19	管

06	石	20	管更正
07	建築	21	機械器具設置
09	内装	22	消防施設
10	建具	23	さく井
11	塗装	24	上水道
12	区画線・標識	25	船舶
13	防水	26	その他
14	鋼構造		

別表 2

物品・委託等

コード	種 目	コード	種 目
001	文具・事務機械	104	フォーム印刷
004	教育用品	105	地図作成
011	雑貨	106	製本
013	機械器具・工具類	108	特殊印刷
015	コンピュータ類	109	印刷物企画デザイン
016	電気機械類	110	光ディスク製作（CD、DVD等）
019	医療機械器具	201	自動車修理・点検
020	理化学機械器具	202	その他の修理
021	医薬	301	建物管理
022	工化学薬品	303	浄化槽・貯水槽等清掃
024	被服	309	資源化委託
029	看板等表示器具	310	貨物運送
033	什器・家具	315	害虫等駆除
034	厨房・浴槽機器類	316	コンピュータ業務
036	食料品・記念品	320	各種調査企画
037	動物・飼料	321	検査・測定
038	自動車	322	映画・ビデオ制作
039	自動車部品	323	広告
041	電車用品	327	電気設備保守
042	水道用品	328	機械設備保守
043	消防用品	329	施設運転管理・保守
044	燃料	330	廃棄物処理
047	原材料	350	その他の委託等
056	船舶・航空機	402	一般賃貸
060	その他の物品	501	電力・都市ガス
101	一般印刷	603	その他の業務

別表 3

設 計 ・ 測 量 等

コ ー ド	種 目	コ ー ド	種 目
901	建 築 設 計 (監 理 を 含 む 。)	905	建 設 コ ン サ ル タ ン ト 等 の 業 務
902	設 備 設 計	906	測 量
903	土 木 設 計	907	地 質 調 査
904	造 園 設 計		

横 浜 市 告 示 第 93 号

青葉区における町区域の変更及び字区域の廃止

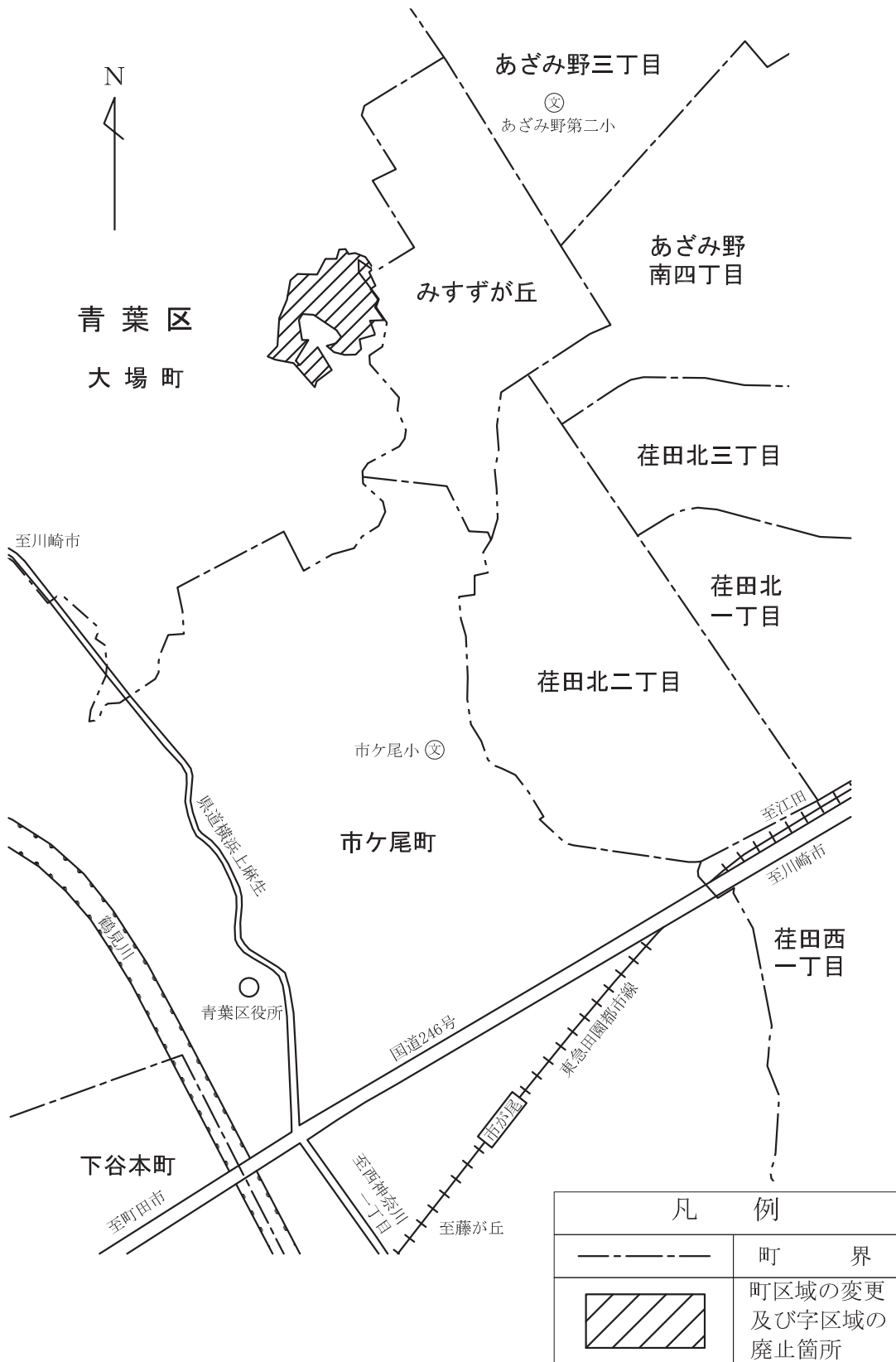
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、別図のとおり青葉区において町区域を変更し、及び字区域を廃止する。

なお、この町区域の変更及び字区域の廃止の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

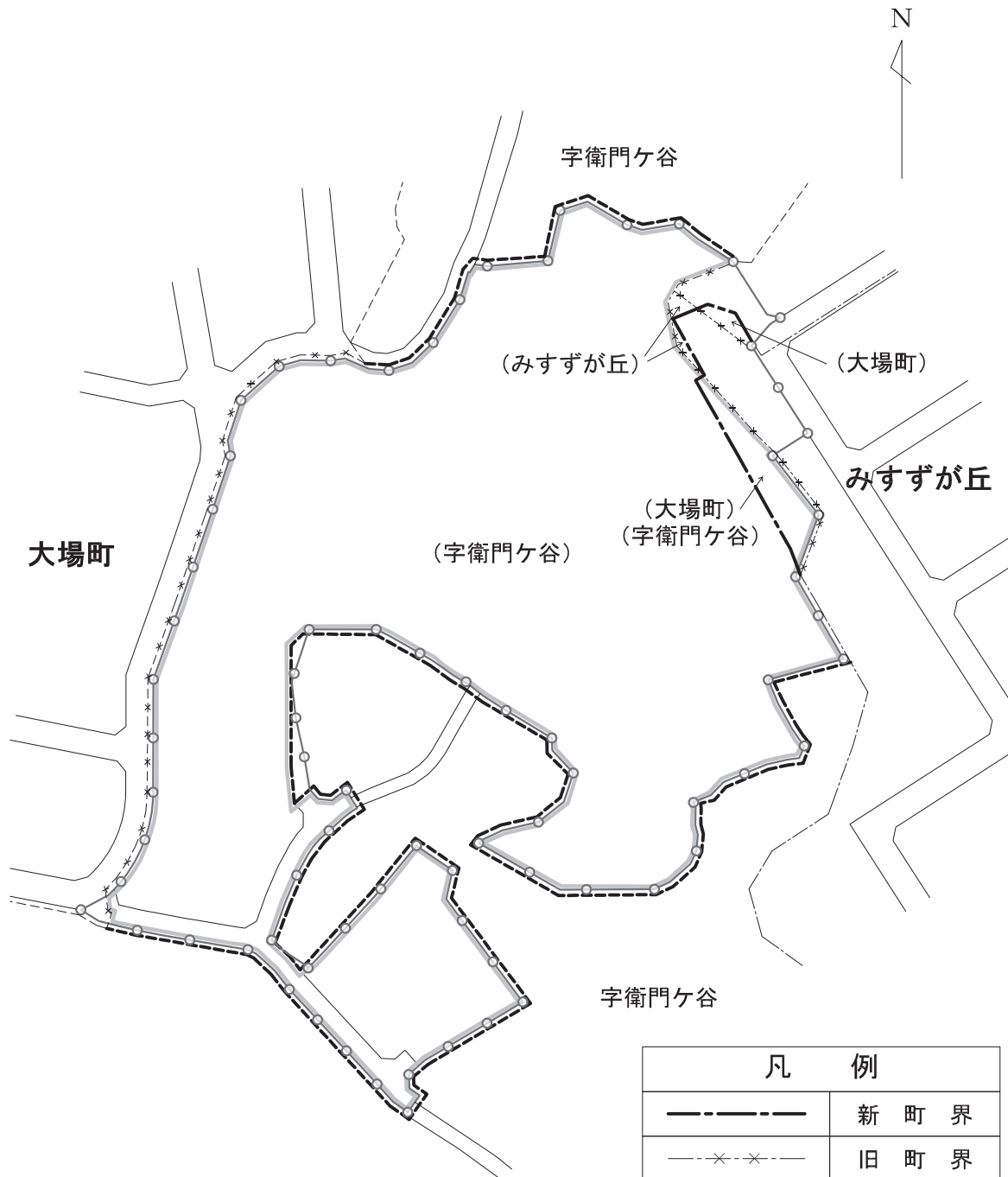
令和4年2月25日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

青葉区における町区域の変更及び字区域の廃止位置図



青葉区における町区域の変更及び字区域の廃止図 別図



凡 例	
— · — · — · —	新 町 界
— × — × — × —	旧 町 界
— · — · — · —	町 界
— · — · — · —	新 字 界
— × — × — × —	旧 字 界
— · — · — · —	字 界
(大場町)	旧町名又は旧字名
□	字廃止区域
— ○ — ○ —	土地区画整理事業 施行地区界

横浜市告示第94号

児童福祉施設の設置認可及び確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定により、児童福祉施設の設置認可及び確認をした。

令和4年2月25日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和3年12月1日
施設種別	保育所
施設名称	むつみ愛児園
設置者	渡 邊 ツネ子
所在地	西区南軽井沢56番地

横 浜 市 告 示 第 95 号

児 童 福 祉 施 設 の 廃 止 及 び 確 認 辞 退

児 童 福 祉 法 施 行 規 則 （ 昭 和 23 年 厚 生 省 令 第 11 号 ） 第 38 条 第 3 項 及 び 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 法 （ 平 成 24 年 法 律 第 65 号 ） 第 36 条 の 規 定 に よ り 、 児 童 福 祉 施 設 を 廃 止 の 承 認 し 、 確 認 の 辞 退 を 受 理 し た 。

令 和 4 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

廃止年月日	令和3年11月30日
確認辞退年月日	令和3年11月30日
施設種別	保育所
施設名称	むつみ愛児園
設置者	渡 辺 志 郎
所在地	西区南軽井沢56番地

横浜市告示第96号

横浜市地域ケアプラザの使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、横浜市地域ケアプラザの使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年2月25日

横浜市長 山中竹春

地域ケアプラザの名称	受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ	横浜市福祉サービス協会・さかえ区民活動支援協会グループ 代表者 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 施設長 蒲生清孝	西区桜木町6丁目31番地	令和3年12月1日から令和4年3月31日まで

横浜市告示第97号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

令和4年2月25日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和4年3月1日	元町マリン眼科	中区元町4丁目16番地	病院又は診療所
同	ハックドラッグ緑園都市調剤薬局Ⅱ	泉区緑園一丁目1番地の19	薬局
同	ハックドラッグモザイクモール港北調剤薬局	都筑区中川中央一丁目31番1号	同
同	日本調剤希望ヶ丘薬局	旭区東希望ヶ丘100番地の19	同

横浜市告示第98号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の10第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定を更新した。

令和4年2月25日

横浜市長 山中竹春

指定更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年1月1日	あいざわ訪問看護ステーション	瀬谷区相沢四丁目10番地の36	訪問看護
令和4年1月1日	原内科医院	青葉区つつじが丘30番地の1	病院又は診療所
令和4年1月1日	ココカラファイン薬局保土ヶ谷店	保土ヶ谷区帷子町1丁目17番地の3	薬局

横浜市告示第99号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年2月25日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和4年 1月13日	マーガレット薬局	(新)青葉区奈良一丁目3番地の1	薬局
		(旧)青葉区奈良一丁目3番地の3	
令和4年 1月27日	新つるみ薬局	(新)鶴見区矢向一丁目5番26号	同
		(旧)鶴見区矢向一丁目5番24号	
令和4年 1月14日	阪神調剤薬局横浜元町店	(新)中区山下町106番地の33	同
		(旧)中区山下町112番地の4	
令和4年 1月15日	医療法人社団晃進会 訪問看護ステーションよるこび	(新)青葉区美しが丘西三丁目64番地の10	訪問看護
		(旧)青葉区美しが丘西二丁目3番地の2	

横浜市告示第 100 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定した。

令和4年2月25日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和4年2月1日	一般社団法人ヒューメディカ新つるみ薬局	鶴見区矢向一丁目5番26号	薬局
同	わかば薬局センター北店	都筑区中川中央一丁目37番5号	同
同	ハックドラッグモザイクモール港北調剤薬局	都筑区中川中央一丁目31番1号	同
同	あいる薬局	港北区綱島西二丁目6番23号	同

横浜市告示第101号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和4年2月25日

横浜市長 山中竹春

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和4年2月1日	医療法人伸援会 くにもとライフサポートクリニック	港北区樽町四丁目4番44号	病院又は診療所
同	さとう内科クリニック	青葉区藤が丘一丁目28番地の20	同
同	ヤマグチ薬局 ポートサイド店	神奈川区大野町1番地の25	薬局
同	ハックドラッグ サクラス戸塚薬局	戸塚区戸塚町4,253番地	同
同	ポピー薬局上大岡店	港南区大久保二丁目12番14号	同
同	かもめ薬局三ツ境店	旭区笹野台一丁目31番6号	同
同	ダイエー十日市場店 薬局	緑区十日市場町81番地の2	同
同	ウエルシア薬局横浜長者町店	中区長者町3丁目8番地の1	同
同	ハックドラッグ戸塚上倉田薬局	戸塚区上倉田町47番地の2	同
同	ファーミック薬局 港南台店	港南区港南台四丁目3番9号	同
同	カワセ薬局ふたつ橋店	瀬谷区瀬谷一丁目30番地の10	同
同	訪問看護ステーションフルライフなでしこ	磯子区磯子三丁目3番21号	訪問看護

横 浜 市 告 示 第 102 号

指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 の 指 定

介 護 保 険 法 (平 成 9 年 法 律 第 123 号) 第 70 条 第 1 項 の 規 定 に よ り
、 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 4 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

事 業 者 の 名 称	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
プ ラ ウ ド ラ イ フ 株 式 会 社	は な こ と ば 南 戸 塚	戸 塚 区 戸 塚 町 2,961 番 地 1	令 和 4 年 3 月 1 日	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護

横浜市告示第103号

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等（平成17年2月横浜市告示第56号）の一部を次のように改正し、令和4年2月25日から施行する。

令和4年2月25日

横浜市長 山中竹春

表中

「

浄化槽法施行細則（昭和60年9月30日横浜市規則第76号）	第3条第2項	平成18年 2月6日	浄化槽設置届出 事項変更の届出
	第3条第3項	平成18年 2月6日	浄化槽工事完了 の届出
	第4条第1項	平成18年 2月6日	浄化槽使用開始 の報告
	第4条第2項	平成18年 2月6日	浄化槽技術管理 者変更の報告
	第4条第3項	平成18年 2月6日	浄化槽管理者変 更の報告
	第5条	平成19年 4月16日	浄化槽休止の届 出

」

を

「

浄化槽法施行細則（昭和60年9月30日横浜市規則第76号）	第3条第2項	平成18年 2月6日	浄化槽設置届出 事項変更の届出
	第3条第3項	平成18年 2月6日	浄化槽工事完了 の届出
	第3条の2	令和4年 3月1日	浄化槽設置後等 の水質検査及び 定期検査の報告
	第4条第1項	平成18年 2月6日	浄化槽使用開始 の報告
	第4条第2項	平成18年 2月6日	浄化槽技術管理 者変更の報告
	第4条第3項	令和4年 3月1日	浄化槽管理者変 更の報告
	第6条第2項	令和4年 3月1日	浄化槽維持管理 状況の報告

第11条第2項	令和4年 3月1日	許可証再交付の 申請書
第12条	令和4年 3月1日	浄化槽清掃業許 可申請事項変更 の届出
第13条第1項	令和4年 3月1日	浄化槽清掃業廃 業等の届出
第13条第2項	令和4年 3月1日	浄化槽清掃業休 止の届出
第16条	令和4年 3月1日	浄化槽清掃業務 実績の報告

」

に改める。

表中

「

横浜市廃棄物等 の減量化、資源 化及び適正処理 等に関する規則 (平成5年2月 横浜市規則第5 号)	第8条第2項	平成18年 4月1日	廃棄物管理責任 者選任(変更) 届出書の提出
	第14条	平成18年 4月1日	廃棄物保管場所 設置届出書の提 出
	第21条	令和4年 1月25日	一般廃棄物収集 運搬業許可(更 新)申請
	第21条	令和4年 1月25日	一般廃棄物処分 業許可(更新) 申請
	第22条	令和4年 1月25日	一般廃棄物収集 運搬業変更許可 申請
	第22条	令和4年 1月25日	一般廃棄物処分 業変更許可申請
	第23条第1項	令和4年 1月25日	許可申請事項変 更申出
	第23条第2項	令和4年 1月25日	許可申請事項変 更届出
	第27条	令和4年 1月25日	一般廃棄物収集 運搬業許可証再 交付申請
	第27条	令和4年	一般廃棄物処分

		1月25日	業許可証再交付申請
第28条第1項		令和4年1月25日	事業廃止届出
第28条第2項		令和4年1月25日	事業休止届出
第31条		平成17年2月28日	事業実績の報告
第36条		平成18年4月1日	ごみ処理施設維持管理状況の報告
第40条第1項		平成22年4月1日	産業廃棄物排出事業所届出書の提出
第40条第2項		平成22年4月1日	産業廃棄物排出事業所廃止(変更)届出書の提出
第40条第3項 第40条第4項		平成22年4月1日	産業廃棄物排出状況報告書の提出

」

を「

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則(平成5年2月横浜市規則第5号)	第8条第2項	平成18年4月1日	廃棄物管理責任者選任(変更)届出書の提出
	第14条	平成18年4月1日	廃棄物保管場所設置届出書の提出
	第21条	令和4年1月25日	一般廃棄物収集運搬業許可(更新)申請
	第21条	令和4年1月25日	一般廃棄物処分業許可(更新)申請
	第22条	令和4年1月25日	一般廃棄物収集運搬業変更許可申請
	第22条	令和4年	一般廃棄物処分

	1月25日	業変更許可申請
第23条第1項	令和4年 1月25日	許可申請事項変更申出
第23条第2項	令和4年 1月25日	許可申請事項変更届出
第27条	令和4年 1月25日	一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請
第27条	令和4年 1月25日	一般廃棄物処分業許可証再交付申請
第28条第1項	令和4年 1月25日	事業廃止届出
第28条第2項	令和4年 1月25日	事業休止届出
第31条	平成17年 2月28日	事業実績の報告
第35条	令和4年 3月1日	一般廃棄物処理施設許可証再交付申請
第36条	平成18年 4月1日	ごみ処理施設維持管理状況の報告
第40条第1項	平成22年 4月1日	産業廃棄物排出事業所届出書の提出
第40条第2項	平成22年 4月1日	産業廃棄物排出事業所廃止(変更)届出書の提出
第40条第3項 第40条第4項	平成22年 4月1日	産業廃棄物排出状況報告書の提出

」

に改める。

横浜市告示第 104 号

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示（平成 31 年 2 月横浜市告示第 102 号）の一部を次のように改正し、令和 4 年 2 月 28 日から施行する。

令和 4 年 2 月 25 日

横浜市長 山中竹春

第 11 項の表中

「

本牧ふ頭Ⅱ	同	1,350,160
-------	---	-----------

」

を

「

本牧ふ頭Ⅱ	同	1,291,427
-------	---	-----------

」

に改める。

公 告

横 浜 市 公 告 第 110 号

市 税 犯 則 事 件 調 査 吏 員 証 の 無 効

次 の 市 税 犯 則 事 件 調 査 吏 員 証 は 、 紛 失 し た 旨 の 届 出 が あ っ た の で
、 紛 失 し た 日 か ら 無 効 と す る 。

令 和 4 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

証 書 の 種 類	証 票 番 号	所 属	氏 名	紛 失 年 月 日
市 税 犯 則 事 件 調 査 吏 員 証	第 321 号	財 政 局 主 税 部 税 務 課	事 務 職 員 松 本 昂 大	令 和 2 年 12 月 11 日

横 浜 市 公 告 第 111 号

配 慮 市 長 意 見 書 の 縦 覧

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 （ 仮 称 ） 関 内 駅 前 港 町 地 区 第 一 種 市 街 地 再 開 発 事 業 に 係 る 配 慮 市 長 意 見 書 を 作 成 し た の で 、 条 例 第 11 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 当 該 配 慮 市 長 意 見 書 の 写 し を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 計 画 段 階 事 業 者 の 氏 名 及 び 住 所 （ 法 人 に あ っ て は そ の 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 ）
関 内 駅 前 港 町 地 区 市 街 地 再 開 発 準 備 組 合
理 事 長 田 原 仁
中 区 真 砂 町 2 丁 目 12 番 地
- 2 事 業 の 名 称
（ 仮 称 ） 関 内 駅 前 港 町 地 区 第 一 種 市 街 地 再 開 発 事 業
- 3 事 業 を 実 施 し よ う と す る 区 域
中 区 尾 上 町 2 丁 目 、 真 砂 町 2 丁 目 及 び 港 町 2 丁 目
- 4 縦 覧 場 所
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 環 境 創 造 局 政 策 調 整 部 環 境 影 響 評 価 課
中 区 日 本 大 通 35 番 地
横 浜 市 中 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課
- 5 縦 覧 期 間
令 和 4 年 2 月 25 日 か ら 令 和 4 年 3 月 11 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 112 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
3 年 11 月 横 浜 市 公 告 第 692 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を
解 除 す る 。

令 和 4 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
港 北 区 新 羽 町 字 北 耕 地 1,756 番 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
六 価 ク ロ ム 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 113 号

公 共 下 水 道 事 業 計 画 の 変 更

下 水 道 法 (昭 和 33 年 法 律 第 79 号) 第 4 条 第 6 項 に お い て 準 用 す る
同 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 公 共 下 水 道 事 業 計 画 を 変 更 す る
た め 、 下 水 道 法 施 行 令 (昭 和 34 年 政 令 第 147 号) 第 3 条 の 規 定 に よ
り 次 の と お り 公 告 し 、 当 該 事 業 計 画 を 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 当 該 事 業 計 画 の 変 更 に つ い て は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に
、 横 浜 市 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 4 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 下 水 道 事 業 計 画 の 名 称
横 浜 市 公 共 下 水 道 事 業 変 更 計 画 書
- 2 予 定 処 理 区 域
縦 覧 図 書 の と お り
- 3 工 事 着 手 の 年 月 日
昭 和 25 年 4 月 1 日
- 4 工 事 完 成 の 予 定 年 月 日
令 和 8 年 3 月 31 日
- 5 縦 覧 場 所
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 環 境 創 造 局 下 水 道 計 画 調 整 部 下 水 道 事 業 マ ネ ジ メ ン ト 課
- 6 縦 覧 期 間
令 和 4 年 2 月 25 日 か ら 令 和 4 年 3 月 3 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 114 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

令 和 4 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
30177	小 島 設 備 工 業	戸 塚 区 鳥 が 丘 7 番 地 の 16	令 和 4 年 1 月 28 日

横 浜 市 公 告 第 115 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 4 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 元 年 6 月 13 日 第 31 開 901 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
中 区 石 川 町 1 丁 目 45 番 地 の 2
株 式 会 社 プ ル メ リ ア ・ コ ン サ ル テ ィ ン グ ・ コ ー ポ レ ー シ ョ ン
代 表 取 締 役 櫻 井 聖 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
磯 子 区 森 が 丘 二 丁 目 1,636 番 の 105 、 1,636 番 の 150 か ら 1,63
6 番 の 159 ま で 及 び 1,685 番 の 448

横 浜 市 公 告 第 116 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 4 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 7 月 14 日 第 2020 開 1804 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
都 筑 区 佐 江 戸 町 500 番 地
岡 本 純 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
都 筑 区 佐 江 戸 町 499 番 の 1 及 び 500 番 の 1 の 各 一 部 、 500 番 の
3 、 501 番 の 1 、 502 番 の 4 、 502 番 の 5 、 502 番 の 8 、 503 番
の 4 並 び に 503 番 の 10

横 浜 市 公 告 第 117 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 4 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 5 月 31 日 第 2021 開 1603 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 西 東 京 市 東 伏 見 3 丁 目 6 番 19 号
タ ク ト ホ ー ム 株 式 会 社
代 表 取 締 役 小 寺 一 裕
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 和 泉 町 769 番 の 2 の 一 部 、 773 番 の 2 から 773 番 の 11 ま で
及 び 1,502 番 の 3 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 118 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 4 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 6 月 11 日 第 2021 開 1501 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 み な と み ら い 三 丁 目 6 番 1 号
大 和 ハ ウ ス 工 業 株 式 会 社 横 浜 支 社
支 社 長 内 山 全 浩
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
栄 区 若 竹 町 153 番 の 1 の 一 部 、 153 番 の 2 、 153 番 の 3 、 156
番 の 6 の 一 部 及 び 156 番 の 7 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 119 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 4 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 7 月 21 日 第 2021 開 709 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
泉 区 和 泉 中 央 南 五 丁 目 2 番 6 号
弥 生 建 設 株 式 会 社
代 表 取 締 役 土 屋 啓 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
保 土 ヶ 谷 区 上 菅 田 町 456 番 の 7 、 456 番 の 8 及 び 456 番 の 9 の
一 部

横 浜 市 公 告 第 120 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 4 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 12 月 3 日 第 2021 開 1117 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 千 代 田 区 霞 が 関 1 丁 目 4 番 1 号
首 都 高 速 道 路 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 前 田 信 弘
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 新 羽 町 1,108 番 の 1 、 1,108 番 の 6 、 1,109 番 の 1 及 び
1,120 番 の 7 の 各 一 部 、 1,121 番 の 12 、 1,121 番 の 18 の 一 部 、 1,
121 番 の 22 の 一 部 、 1,121 番 の 24 の 一 部 、 1,121 番 の 28 の 一 部 、
1,121 番 の 29 、 1,159 番 の 6 、 1,159 番 の 9 、 1,159 番 の 16 の 一
部 並 び に 1,159 番 の 24

横 浜 市 公 告 第 121 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2021 ・ 14 ・ 3 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 4 年 2 月 14 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
35.79 m
- 5 指 定 の 場 所
瀬 谷 区 本 郷 三 丁 目 13 番 の 15
- 6 申 請 者 の 氏 名
テ ィ ・ ワ ー ク ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 二 村 淳 一

横 浜 市 公 告 第 122 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 40 ・ 117 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 4 年 2 月 8 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.50 m 及 び 6.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
220.50 m
- 5 廃 止 の 場 所
南 区 六 ツ 川 三 丁 目 93 番 の 7 地 先 か ら 100 番 の 1 地 先 ま で 及 び 99
番 の 13 地 先 か ら 105 番 の 4 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 123 号

土 地 区 画 整 理 組 合 の 理 事 の 氏 名 及 び 住 所

土 地 区 画 整 理 法 （ 昭 和 29 年 法 律 第 119 号 ） 第 29 条 第 1 項 の 規 定 に
基 づ き 、 東 高 島 駅 北 地 区 土 地 区 画 整 理 組 合 か ら 、 次 の と お り 理 事 の
氏 名 及 び 住 所 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 4 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

氏 名	住 所
日 本 通 運 株 式 会 社 代 表 取 締 役 齋 藤 充	(新) 東 京 都 千 代 田 区 神 田 和 泉 町 2 番 地 (旧) 東 京 都 港 区 東 新 橋 1 丁 目 9 番 3 号

横 浜 市 公 告 第 124 号

土 地 区 画 整 理 組 合 の 事 業 計 画 変 更 の 縦 覧

土 地 区 画 整 理 法 （ 昭 和 29 年 法 律 第 119 号 ） 第 39 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 東 高 島 駅 北 地 区 土 地 区 画 整 理 組 合 か ら 事 業 計 画 変 更 の 認 可 申 請 が あ っ た の で 、 同 条 第 2 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 20 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り そ の 事 業 計 画 を 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

こ の 事 業 計 画 に つ い て 意 見 が あ る 利 害 関 係 者 は 、 縦 覧 期 間 の 満 了 の 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 2 週 間 を 経 過 す る 日 ま で に 、 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。 た だ し 、 都 市 計 画 に お い て 定 め ら れ た 事 項 に つ い て は 、 こ の 限 り で は な い 。

令 和 4 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 縦 覧 期 間

令 和 4 年 2 月 26 日 か ら 令 和 4 年 3 月 11 日 ま で

2 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 都 市 整 備 局 都 心 再 生 部 横 浜 駅 ・ み な と み ら い 推 進 課

3 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で

達

達 第 1 号

庁 中 一 般

横 浜 市 児 童 養 護 施 設 処 務 規 程 (昭 和 41 年 8 月 達 第 27 号) の 一 部 を
次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 4 年 2 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 3 条 第 6 項 中 「 100,000 円 」 を 「 200,000 円 」 に 改 め る 。

附 則

(施 行 期 日)

1 この 達 は、公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

(経 過 措 置)

2 この 達 の 施 行 の 際 現 に 決 裁 処 理 の 過 程 に あ る 事 案 の 処 理 に つ い
て は、な お 従 前 の 例 に よ る 。

区公告

青葉区公告第2号（令和4年2月3日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和4年2月3日

横浜市青葉区長 小澤明夫

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 30 - 70 浜 横浜	平成27年2月17日
横 29 - 37 浜 横浜	平成27年4月4日
横 36 - 28 浜 横浜	平成27年6月6日
横 31 - 01 浜 横浜	平成27年6月27日
横 30 - 92 浜 横浜	平成27年7月9日
横 27 - 16 浜 横浜	平成27年10月5日
横 27 - 11 浜 横浜	平成27年10月13日

横 29 - 30 浜 横 浜	平 成 27 年 10 月 19 日
横 5 - 57 浜 横 浜	平 成 27 年 12 月 3 日
横 33 - 67 浜 横 浜	平 成 28 年 3 月 7 日
横 30 - 94 浜 横 浜	平 成 28 年 10 月 19 日
横 33 - 54 浜 横 浜	平 成 28 年 11 月 11 日
横 19 - 55 浜 横 浜	平 成 28 年 11 月 24 日
横 33 - 51 浜 横 浜	平 成 28 年 12 月 22 日
横 30 - 69 浜 横 浜	平 成 29 年 3 月 1 日
横 25 - 22 浜 横 浜	平 成 29 年 3 月 10 日
横 33 - 66 浜 横 浜	平 成 29 年 3 月 18 日

横 29 - 10 浜 横浜	平成 29 年 4 月 1 日
-------------------------	-----------------

消 防 局

消 防 局 公 告 第 3 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 、 第 2 号 及 び 第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 4 年 2 月 4 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 4 年 2 月 25 日

横 浜 市 消 防 局 長 松 原 正 之

所 属	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
港 南 消 防 署	消 防 吏 員	成 瀬 健 太	停 職 6 箇 月

消 防 局 公 告 第 4 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 、 第 2 号 及 び 第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 4 年 2 月 4 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 4 年 2 月 25 日

横 浜 市 消 防 局 長 松 原 正 之

所 属	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
鶴 見 消 防 署	消 防 吏 員	鳴 海 樹	停 職 2 箇 月

水道局

横浜市水道局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和4年2月7日

横浜市水道事業管理者
水道局長 大久保 智 子

水道局規程第3号（令和4年2月7日揭示済）

横浜市水道局会計規程の一部を改正する規程

横浜市水道局会計規程（昭和36年4月水道局規程第9号）の一部
を次のように改正する。

第44条第3項中「出納取扱金融機関等」を「出納取扱金融機関若
しくは収納取扱金融機関へ又は口座振込の方法により出納取扱金融
機関」に改める。

附 則

この規程は、令和4年2月14日から施行する。

水 道 局 告 示 第 1 号

特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

横浜市水道局が発注する令和4年度の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用のある契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（令和4年2月横浜市告示第92号）を準用する。

令和4年2月25日

横浜市水道事業管理者
水道局長 大久保 智 子

交 通 局

交 通 局 告 示 第 1 号

特 定 調 達 契 約 に 係 る 一 般 競 争 入 札 及 び 指 名 競 争 入 札 に
参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格 及 び そ の 審 査 申 請 の 手 続 (工
事 、 物 品 ・ 委 託 等 及 び 設 計 ・ 測 量 等 契 約 関 係)

横 浜 市 交 通 局 が 発 注 す る 令 和 4 年 度 の 地 方 公 共 団 体 の 物 品 等 又 は
特 定 役 務 の 調 達 手 続 の 特 例 を 定 め る 政 令 (平 成 7 年 政 令 第 372 号)
の 適 用 の あ る 契 約 に 係 る 一 般 競 争 入 札 及 び 指 名 競 争 入 札 に 参 加 す る
者 に 必 要 な 資 格 及 び そ の 審 査 申 請 の 手 続 に つ い て は 、 特 定 調 達 契 約
に 係 る 一 般 競 争 入 札 及 び 指 名 競 争 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格 及
び そ の 審 査 申 請 の 手 続 (工 事 、 物 品 ・ 委 託 等 及 び 設 計 ・ 測 量 等 契 約
関 係) (令 和 4 年 2 月 横 浜 市 告 示 第 92 号) を 準 用 す る 。

令 和 4 年 2 月 25 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者
交 通 局 長 三 村 庄 一

医 療 局 病 院 経 営 本 部

医 療 局 病 院 経 営 本 部 告 示 第 1 号

特 定 調 達 契 約 に 係 る 一 般 競 争 入 札 及 び 指 名 競 争 入 札 に 参
加 する 者 に 必 要 な 資 格 及 び そ の 審 査 申 請 の 手 続 (工 事 、
物 品 ・ 委 託 等 及 び 設 計 ・ 測 量 等 契 約 関 係)

横 浜 市 医 療 局 病 院 経 営 本 部 が 発 注 する 令 和 4 年 度 の 地 方 公 共 団 体
の 物 品 等 又 は 特 定 役 務 の 調 達 手 続 の 特 例 を 定 め る 政 令 (平 成 7 年 政
令 第 372 号) の 適 用 の ある 契 約 に 係 る 一 般 競 争 入 札 及 び 指 名 競 争 入
札 に 参 加 する 者 に 必 要 な 資 格 及 び そ の 審 査 申 請 の 手 続 に つ い て は 、
特 定 調 達 契 約 に 係 る 一 般 競 争 入 札 及 び 指 名 競 争 入 札 に 参 加 する 者 に
必 要 な 資 格 及 び そ の 審 査 申 請 の 手 続 (工 事 、 物 品 ・ 委 託 等 及 び 設 計
・ 測 量 等 契 約 関 係) (令 和 4 年 2 月 横 浜 市 告 示 第 92 号) を 準 用 する

。

令 和 4 年 2 月 25 日

横 浜 市 病 院 事 業 管 理 者

病 院 経 営 本 部 長 平 原 史 樹

教育委員会

横浜市教育委員会告示第5号

公印の新調及び廃止




次のとおり公印を新調し、及び廃止する。

令和4年2月25日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

1 新調

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市立義務教育学校緑園学園印	令和4年4月1日	 <p>(方45ミリメートル)</p>
横浜市立緑園義務教育学校印	令和4年4月1日	 <p>(方45ミリメートル)</p>
横浜市立緑園義務教育学校長印	令和4年4月1日	 <p>(方21ミリメートル)</p>

横浜市立義務教育 学校緑園学園校長 印	令和4年4月1日	 (方21ミリメートル)
---------------------------	----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

2 廃止

公印の名称	廃止年月日	印 影
横浜市立緑園西小 学校印	令和4年4月1日	 (方45ミリメートル)
横浜市立緑園西小 学校長印	令和4年4月1日	 (方21ミリメートル)
横浜市立緑園東小 学校印	令和4年4月1日	 (方45ミリメートル)
横浜市立緑園東小 学校長印	令和4年4月1日	 (方21ミリメートル)

その他

電子署名に用いる証明書

横浜市教育委員会行政文書取扱規程（平成17年4月教育委員会達第2号）第22条第1項により電子署名を行うため、次の証明書を使用する。

令和4年2月25日

横浜市教育委員会
教育長 鯉 淵 信 也

1 教育長（教職員労務課税申告及び社会保険事務専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=kyoikuchokyoshokuinromukazeishinkokuoyobishakaihokenjimusenyo OU=kyoshokuinromuka OU=kyoshokuinjinjibu OU=Kyoikuiinkaijimukyoku OU=Yokohama City L=Kanagawa O=Local Governments C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和4年2月25日
有効期限	令和9年2月7日
シリアル番号	5b 87 45 78
フィンガープリント	e3 07 b4 e3 87 bb 22 b6 d6 ff b7 80 92 21 2d f9 58 36 83 15

2 横浜市長（教職員労務課所得税申告事務専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=yokohamashichokyoshokuinromukashotokuzeishinkokujimusenyo OU=kyoshokuinromuka OU=kyoshokuinjinjibu OU=Kyoikuiinkaijimukyoku OU=Yokohama City L=Kanagawa O=Local Governments C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2

使用を開始する日	令和4年2月25日
有効期限	令和9年2月7日
シリアル番号	5b 87 45 79
フィンガープリント	3b 9e 28 a3 b9 32 f1 e6 f7 d6 6b e0 db ef 48 83 bf cf 5b 37

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。